

NPO法人によるホームレス向けの 居室の貸付けと収益事業

東京地裁平26年(行ウ)第190号、平28・2・4判決 (LEX/DB: 25535063)

Brush up Point

本件は、NPO法人が行うホームレス向けの居室の貸付けが、収益事業と認定された事例であるが、東京地裁の判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 公益法人等の営む事業につき、法人税法施行令5条1項の規定を離れて、一般営利企業の行う事業と競合しているか否かを考慮することによって、収益事業に該当するか否かを判断することは、現行法の予定するところではない。
- (2) 法人税法その他の関係法令を通覧しても、公益法人等の行う他の事業との実質的な関連性の程度を勘案して収益事業を判定すべしとする規定は見当たらない。本件事業がホームレス等支援事業と密接に関連しているとしても、収益事業である不動産貸付業に当たらないということとはできない。

I 事実関係

原告は、特定非営利活動促進法2条2項に規定するNPO法人であるが、その平成19年度ないし平成21年度の各事業年度において、ホームレス等の世帯に対し、所有するマンション等の居室を居住用として貸し付ける建物貸付業を行っていた。原告はこの事業を、社会福祉法2条3項8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け又は宿泊所その他の施設を利

用させる事業」(以下、「簡易住宅貸付業」という。)として、地方公共団体の首長に届け出、マンション等の各入居者との間において、建物部分賃貸借契約又は定期賃貸住宅契約を締結し、各入居者(ホームレス等の世帯)に対し、居室を有償で貸し付けていた。なお、原告が貸付けに対し受領した金員の中には、実際の入金が入居者本人からではなく、大津市、野洲市及び湖東健康福祉事務所から行われたものが含まれている。これら大

津市等支払金は、生活保護法37条の2及び生活保護法施行令3条の規定に基づき、世帯主等に交付すべきこととされている住宅扶助のための保護金品が、地方公共団体から住居等の提供に係る債権を有する者である原告に直接支払われたものであり、大津市等支払金は、生活保護法37条の2の規定により、住宅扶助金を交付すべき者に対して交付されたものとみなされる。

本件は、この建物貸付業が、課税庁により収益事業に該当すると認定され、原告がその取消しを求めた事件である。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件建物貸付業が、収益事業に該当するか否かである。被告課税庁は、法人税法施行令5条1項5号は、課税対象外不動産貸付業の範囲を個別具体的に定め、それ以外の不動産貸付業は収益事業に該当すると明記しており、本件建物貸付業が、ホームレス等の就労支援及び自立生活支援の一環として行われているとしても、本件建物貸付業が収益事業に該当するか否かを判断するに当たり、同号の規定を離れて納税者の主観的判断に左右されるような要素を考慮することは、課税の公平を欠くこととなるから相当ではないと主張した。

これに対し原告は、本件建物貸付業は、一般営利企業の行う不動産貸付業と競合するものではなく、イコール・フッティング論で課税の公平性を根拠として、不動産貸付業に当

たるということとはできない。また、原告は、ホームレス等の入所に際し、行政又は生活保護受給者から、生活保護法上の住宅扶助金を受領しているが、原告はホームレス等に対し、居住場所を提供するだけでなく、無償で食事や生活用品等を提供し、就労支援や実地研修をも行っており、これらの費用は住宅扶助金の額を上回っているから、寄宿所(居室)の貸借と住宅扶助金との間に対価性はない。したがって、原告が受領している住宅扶助金は、賃貸料に該当せず、本件建物貸付業は不動産貸付業に当たらないと主張した。また、法人税法施行令5条1項は、収益事業について、主たる事業と付随行為を一体にみることを前提としており、原告の主たる業務はホームレス等支援事業であり、本件建物貸付業は、非収益事業に付随し又はこれと一体として行われるものであると主張した。

III 判決の要旨

東京地裁は、原告が、本件建物貸付業が、一般営利企業の行う不動産貸付業と競合するものではないから、収益事業である不動産貸付業には当たらない旨主張した点につき、「公益法人等の営む事業につき、同項(筆者注：法人税法施行令5条1項)の規定を離れて、一般営利企業の行う事業と競合しているか否かを考慮することによって、収益事業に該当するか否かを判断することは、法人税法及び法人税法施行令の予定するところでないことは明らかであり、課税の公平の観点から

も相当でないというべきである。よって、原告の上記主張を採用することはできない。」と判示した。

次に、原告は、ホームレス等支援事業が主たる事業であり、本件建物貸付業は、ホームレス等支援事業に付随し又はこれと一体として行われるものであって、本件建物貸付業のみを抜き出して、収益事業と認定することはできない旨主張した点につき、「法人税法その他の関係法令を通覧しても、公益法人等の行う他の事業との実質的な関連性の程度を勘案すべきことを定める規定は見当たらない。そうである以上、本件建物貸付業が、ホームレス等支援事業と密接に関連しているからといって、収益事業である不動産貸付業に当たらないということとはできない。」と判示した。

IV 解説

〔1〕本件は、課税要件適合性という判断基準からすると、本件建物貸付業は法人税法施行令5条1項の特掲事業に該当し、収益事業として課税の対象となる点については否定できない。したがって、現行法の解釈からすると、本件判決は妥当なものと考えられる。

しかし、筆者はかつて『墓地管理者が墓地使用权者から収受した管理料収入と収益事業課税』（本誌2015年11月1日号）という論文の中で、最近では社会福祉法人における介護・保育分野での営利法人と非営利法人の共存が、同種のサービスを提供する特殊な市場であるにもかかわらず、多様な经营主体が

サービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、经营主体間のイコール・フットイングを確立すべきあるという意見が強く、課税上も市場における競争の諸条件を平等にすることは、避けられない問題となっていることを指摘した。

本件は、ホームレス等支援事業として本件NPO法人が、自らは社会福祉法人ではないが、社会福祉法2条3項8号に規定する「簡易住宅貸付業」を行うものとして地方公共団体の首長に届け出ている事案で、むしろ社会福祉法人よりもNPO法人がホームレス等の支援事業の役割分担を大きく担っている場合に、逆の面での収益事業のイコール・フットイング論が問われている問題である。

〔2〕そもそも社会福祉法人とは、昭和26年に制定された社会福祉事業法により創設された法人をいう。これは平成18年の改正前の民法34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、「公益性」と「非営利性」の両面の性格を備えている法人である。社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことから、財政面においては確固とした経営基盤を有していることが要求され、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないものとされ、その「必要な資産」については、別途「社会福祉法人審査基準」で定められている。

社会福祉法人が行う事業は、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業（社会福祉法2

条に限定列举）として、「第1種社会福祉事業」、「第2種社会福祉事業」が掲げられ、また、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業またはその収益を社会福祉事業もしくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる旨定められている（社会福祉法26条）。本件で問題となっている「簡易住宅貸付業」は、「第2種社会福祉事業」として位置付けられる。

この「簡易住宅貸付業」（無料低額宿泊所）は、社会福祉法69条により、宿泊所事業を開始したときは、事業開始の日から1ヶ月以内に事業経営地の都道府県知事に同法67条1項に掲げる事項を届出なければならないとされている。したがって、本件NPO法人もその届出をしたものとする。東京都例であるが、平成26年8月1日現在、東京都内における宿泊所設置数は178カ所、定員数は5,532名となっており、その運営主体の大部分は、本件同様にNPO法人によるもので、その他に社会福祉法人や財団法人が設置している宿泊所もあるのが現状である。この無料低額宿泊所は、ホームレスを含めた生活困窮者に対して、宿泊所を提供するものであり、利用者の多くは生活保護を受給している状況にある。かつて、善良な事業者として登録されたNPO法人などの団体が、他県からホームレスを連れてきて、入居者に生活保護を受けさせた上で施設を運営していた場合、それが「不当に営利を図った場合」に該当するの

ではないかといった問題まで惹起されたが、いわゆる「貧困ビジネス」などとも非難されている実態も一方では存在するところである。

〔3〕以上のような無料低額宿泊所の実態を考慮すると（いま、ここでは悪質な無料低額宿泊所の議論を前提としない）、これはむしろNPO法人が本来の目的に従って、ホームレス等支援事業の一環として、その従たる事業として本件建物貸付業を行うことの合理性は是認されるべきで、法技術的な特掲事業該当性にのみ拘泥し、課税関係を整理することに限界が来ているといえる。『ペット葬祭業事件』（最高裁二小平20・9・12判決）で最高裁は、ペット葬祭と役務の対価性というもっぱら法技術的な課税要件しか考慮せず、本来の宗教行為との区分につき積極的な判示をしなかった点、また、有償ボランティア活動とNPO法人の収益事業課税が問題となった『流山訴訟』（東京高裁平16・11・17判決）において、東京高裁が、「控訴人は、このような課税がボランティアのインセンティブを喪失させ、社会が必要としている活動を障害すると主張するが、立法論としては傾聴すべきである」とし、裁判所自体も収益事業課税の限界を感じていることからすると、単にイコール・フットイングという民間との競合関係では整理できない役割分担があることを、本件事件を通じて再確認し、今後立法論の議論にはなるが、税制が考慮する必要があると私考する。